

お隣から木の枝葉が越境してきたら…

民法の新ルールを学んで解決しましょう

これまでは自分で切ることができなかったお隣から越境してきた木の枝葉が、民法の改正により、条件次第で切ることができるようになりました。

大原則

まずは登記^{*1}などで所有者を確認^{*2}して、切ってくれるようお願いしましょう

*1 最寄りの法務局で取得することができます

*2 通常、木が生えている土地の所有者が木の所有者となります

新ルール

次の3つのケースに当てはまる場合は、越境された方が自分で切ることができるようになりました

ケース①

所有者にお願いしたが切ってくれない



所有者に催告書を送りましょう



相当期間^{*4}たっても切ってくれない

*4 少なくとも2週間以上



ケース②

所有者^{*3}が誰なのか、どこにいるのか分からない

*3 共有地の場合は共有者全員が分からないとき

例) 登記などを調べても所有者の記載がない場合など



ケース③

急いで切らないと、自分の生命や財産に重大な危害が及ぶといった緊急事態

例) 台風で枝が折れ、自分の建物が傷つきそうな場合など



自分で越境してきた枝葉を切ることができます

民法第233条

次ページに催告書の一例や相談窓口のご案内を掲載しておりますので参考にしてください。

※法的に切ることができるのは越境された方ですので、市として枝葉を切ることはできません

催告書の一例（単独所有の場合）

文書を発送する日	
年 月 日	
隣地の所有者	ご自身（土地所有者）
茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 茨城 太郎 様	水戸市××町××番地 水戸 一郎 様
拝啓突然のご連絡失礼いたします。貴殿の隣地を所有し、居住しております水戸 一郎と申します。 さて、大変申し上げづらいことですが、現在、貴殿の土地（水戸市××町〇〇番地）の東側にある枝木が茂っており、私の土地（水戸市××町××番地）まで越境している状態です。 これまでご近所同士ということもあり、ご連絡は遠慮しておりましたが、越境している枝木が風の影響で私の自宅建物に強く打ち付けるようになり、日常生活にも困るようになっております。そのため、越境した枝木を切除していただきたく、通知をさせていただいた次第です。 つきましては、〇〇年〇月〇日まで何卒ご対応いただきたくお願い申し上げます。もし、ご都合が付かないようでしたら、ご一報いただければと思います。 なお、ご対応いただけないときは民法第233条の規定により、私の方で越境した枝木を切除する場合がございますことを予めご了承ください。 敬具	
越境の現状	
被害の内容	
期限付の依頼	
民法で対応する旨を通知	
発送から2週間程度は必要	

※上記は一例です。ご自身の状況に併せて内容を変更してください。

ご自身での判断が難しい場合などは、専門家にご相談ください。

市では無料の相談を実施しています。

○弁護士等による相談は 市民相談室 電話：029-232-9109